

R6.2.29WGヒアリング 茨城県 提出資料
と畜検査に係る規制改革

提案名 と畜検査における民間獣医師及び他職種、AI等の活用

実現したいサービス・事業の概要

従来、公務員獣医師のみが行っている「と畜検査」について、と畜場内での検査は、「と畜検査員」監督下での民間獣医師による検査や知事が認定する指定検査機関、と畜検査員養成課程修了者、AI活用による検査を可能とするとともに、細菌検査等の精密検査については、薬剤師や臨床検査技師にも検査実施を可能とする。

事業実施体制

県、民間獣医師、専門学校、大学、AI関連事業者

事業実施場所

各食肉衛生検査所及びその管轄と畜場

食用に供する目的として獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をと殺し又は解体するためには、と畜場法に基づき、都道府県知事の許可を受けたと畜場において実施することとされており、都道府県知事の行う検査（以下、「と畜検査」という。）を経た後でなければと畜場外に持ち出してはならないとされている。

と畜検査については、従来公務員獣医師が「と畜検査員」として実施しているが、規制改革により以下の内容を実施する。

- ・民間獣医師にも「と畜検査員」監督下での検査を可能とするとともに、と畜検査のうち細菌検査等の精密検査については、技術的に判定までできる薬剤師や臨床検査技師にも検査実施を可能とする。
- ・と畜検査員資格認定制度を創設し、大学の畜産学修了者等を受験資格として、精密検査を除く現場でのと畜検査を専門とする職種を認定したうえで、獣医師以外でもと畜検査を可能とする。
- ・知事認定の指定検査機関によると畜検査を実施する。
- ・AI診断を活用したと畜場内の検査を実施する。

必要な規制・制度改革

【根拠法令等】

と畜場法第19条第1項、同法施行令第10条、と畜検査実施要領

【規制・制度改革の内容】

◆法第19条第1項改正関係

と畜検査員監視下での民間獣医師及び知事が認定する指定検査機関によると畜検査実施、AI診断技術のと畜検査導入による検査体制構築

◆令第10条改正関係

他職種による精密検査実施、と畜検査専門職※による現場検査実施

※と畜検査員資格認定制度創設。

規制改革の実現・サービスの実装により実現される地域の姿

公務員獣医師の確保が困難となっている中、食肉衛生検査所では、と畜検査以外の業務も増加している。

また、保健所や動物指導センター、衛生研究所においても、獣医師の配置は必要とされ、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ発生時の動員等にも必要とされている。

このような広い業務範囲に対応するために、公務員獣医師に限定されたと畜検査を、技術的に対応できる民間獣医師や他職種にも拡げることや、指定検査機関、AIの活用により、人員不足の解消を図り、安定した検査体制の構築や公務員獣医師の業務量の低減に寄与することで、公務員獣医師の専門的な知識を生かした幅広い活躍が期待できる。

◇ 本県における公務員獣医師の現状

- ・県内在住の獣医師1,132名のうち、公務員（県職員）は176名（16%）であるのに対し、民間団体は423名（37%）、犬猫等の個人診療は336名（30%）と約2倍の人数である。
- ・また、近年、**公務員獣医師の人数は減少傾向**にある中、働き方改革による長時間労働の是正や、育児休業等の取得促進に配慮した職場環境の整備が必要である。
- ・**一方で、獣医師による対応が必要な業務は増加**しており、従来業務に加えて、公衆衛生分野では食品衛生法改正や新型コロナ等の新興・再興感染症に伴う対応、畜産分野においても豚熱や高病原性鳥インフルエンザ発生など、公務員獣医師は多岐にわたる業務が求められており、**人員不足が顕著**になってきている。
- ・なかでも本県は、と畜頭数（豚換算※）が全国第3位であり、と畜検査員1人当たりの1日のと畜頭数が77.6頭（令和4年度）で、全国平均の約1.8倍と大きな負担となっている。

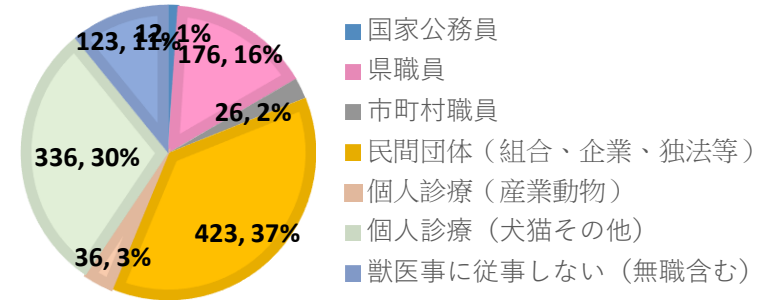
※豚換算：豚・子牛・めん羊・山羊のと畜検査頭数+牛・馬のと畜検査頭数×4

◇ 公務員獣医師確保等に向けた本県の取組

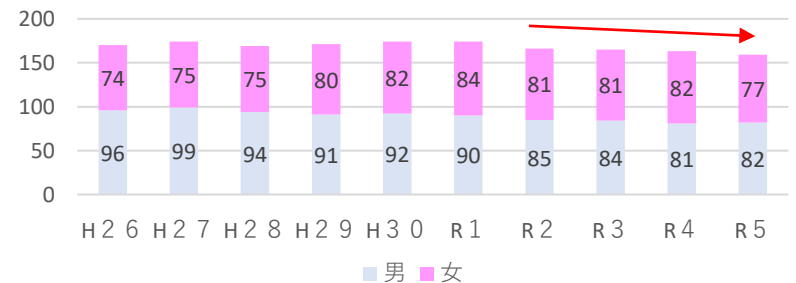
- 産業動物獣医師確保のための修学資金制度を活用し毎年1名確保
獣医師養成確保修学資金給付事業（国1/2、県1/2）
獣医系大学の学生に修学資金を給付決定（R5.6.22 18万円/月×3年間）
- 給与に独自の上乗せ（R3.4～）
 - ・月額：技師3万円、主任2万円、係長1万円、補佐5千円を特殊勤務手当として上乗せ
- 試験方法の見直し（R3～）
 - ・R3～：採用方法(試験→選考)日程(3日→1日)
 - ・R5～：一部選考科目を廃止 社会人は随時募集
- リクルート推進
 - ・獣医系大学への選考案内メール送信
 - ・日本獣医師会、県獣医師会への選考案内のホームページ掲載依頼
 - ・職場見学の随時受付 等

茨城県内の獣医師法第22条の届出状況

（令和4年12月末現在 N=1,132）



公務員（県・正職員）獣医師数の推移



更なる打開策が必要！

公務員獣医師の不足により食品の安全や家畜伝染病の予防・まん延防止など県民生活に直結する業務に多大なる影響が生じるおそれがある！

特に

- ・公務員獣医師の担当業務のうち、と畜検査については全頭検査を要し、公務員獣医師に限られている。
- ・と畜頭数の多い本県においては、十分なマンパワーの確保が必要である。

現在のと畜検査

県内11と畜場に
と畜検査員 2～5名/日の
配置が必要

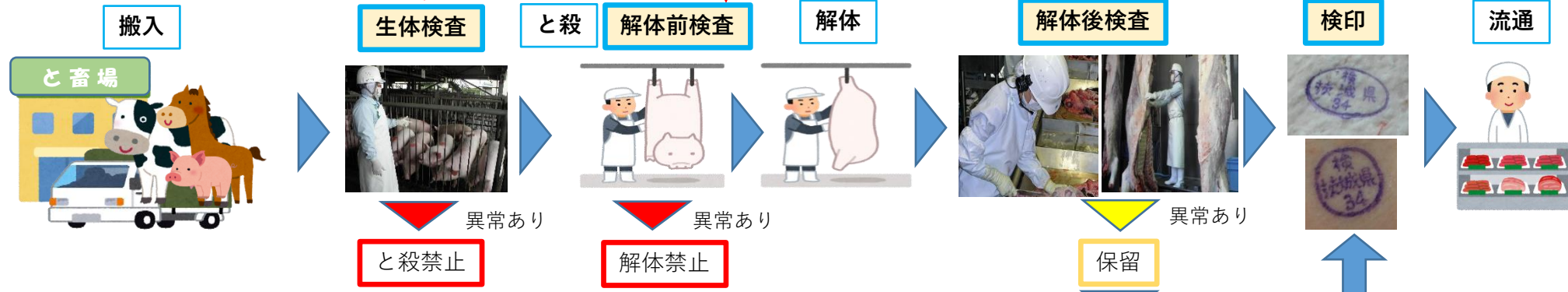
公務員獣医師以外によると畜検査※（と畜場内）

①民間獣医師 ②知事認定と畜検査員 ③指定検査機関 ④AIによる検査補助

規制緩和後

県内11と畜場に
と畜検査員 2名/日の配置
で済む！
→他業務へ配置ができ食品
の安全確保等への対応が
可能

と畜検査の流れ



※公務員獣医師以外によると畜検査

- ①民間獣医師
県獣医師会を通じて民間獣医師にと畜検査への協力を呼びかけ
- ②知事認定と畜検査員
公務員専門学校に新たに「知事認定と畜検査員養成コース」を創設してもらい、その修了者及び大学の畜産学科修了者を受験資格とし、「知事認定と畜検査員」の認定試験を開催して合格者に認定証を交付
- ③指定検査機関
県獣医師会等を指定検査機関とし、と畜検査を委託
- ④AIによる検査補助
AIベンダー企業と協力して病変部位検出機器を開発し検査場所に設置
- ⑤薬剤師・臨床検査技師
と畜検査のうち精密検査について薬剤師、臨床検査技師も検査可能



公務員獣医師以外によると畜検査※（検査所内）

⑤薬剤師・臨床検査技師

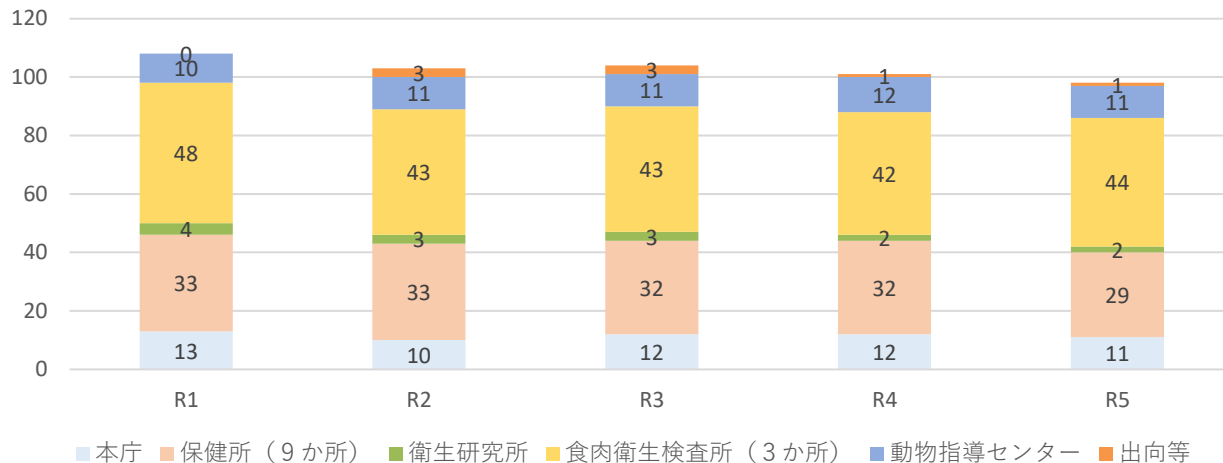
○ 採用試験（選考）実施状況

試験区分		R1	R2	R3	R4	R5
募集人数	大卒程度	8	7	9	9	10
	社会人	4	5	5	5	6
受験者数	大卒程度	8	6	16	13	13
	社会人	7	8	9	2	7
合格者数	大卒程度	8	6	11	11	11
	社会人	4	4	6	2	6

○ 退職者数（保健医療部）

	R1	R2	R3	R4
定年退職	2	3	2	3
普通退職	7	3	7	4
計	9	6	9	7

本県の公務員獣医師（保健医療部）配置状況



○ 獣医療提供に関する検討

1992年（平成4年）～獣医療を提供する体制の整備を図るための基本指針策定（農林水産省）

獣医療法第10条に基づき、適切な獣医療を確保するための提供体制の整備に関する取組や施策の方向を示すもの。概ね10年後に見直し、令和2年5月に第4次を策定。

（基本指針の概要）産業動物分野及び公務員分野

- ・ 産業動物獣医師の就業・定着を図るための誘引措置（修学資金等）の一層の活用。
- ・ 平時からOB等の潜在的人材を確保し、臨床獣医師への家畜防疫研修によって家畜伝染病発生の緊急時における獣医師確保に備える。
- ・ 臨床獣医師と家畜保健衛生所との連携強化。
- ・ 情報通信技術を用いた効率的な診療体制を確保する環境の整備。
- ・ 飼養衛生管理や防疫指導を実践する獣医師の養成。

2008年（平成20年）～獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（文部科学省）

社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在など我が国における獣医学教育をめぐる状況を踏まえ、大学における獣医学教育の在り方について調査研究し、獣医学教育の改善・充実にすることを目的として設置。

2021年（令和3年） 地方分権改革に関する提案募集提案事項（内閣府）

秋田県、青森県から「と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化」を提案。 令和5年度中に各自治体へ「公衆衛生獣医師の有効活用及び確保に関する取組」について調査を実施し、その結果に基づき、地域の実情に応じたと畜検査のあり方について引き続き検討することとされている。